

# 【経営ニュース】

## 後継者への事業用資産の承継 中小企業経営の約2割に影響

事業承継協議会の事業承継税制検討委員会よりこのほど公表された中間報告の中で、昨年10月に中小企業庁が日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて実施した直近の中小企業経営者アンケート(回答数:2369)が紹介されている。

その概要としては、まず経営者が想定する後継者として、子息・子女が依然として多い(全体の73.3%)。経営者の有する事業用資産の平均額は約1.13億円(株式会社に限れば約1.60億円)で、平均では個人財産全体の約65.7%(同68.1%)を占めており、個人財産に占める事業用資産の比率が8割を超えている者が26.4%、6割超が49.9%存在する。その中で事業用資産の内訳は土地・株式の比率がほとんどを占め、事業用資産6割超8割以下の場合、株式の割合は51.7%、株式会社に限定すれば67.0%を占めている。また、相続税負担の原資として、株式等事業用資産の売却又は物納を考えている後継者が18.7%(同21.0%)存在しており、また、予想される相続税負担の額が、現金・預金等の金融資産総額を上回っている経営者が19.0%(同25.9%)存在することから、後継者への事業用資産の承継に直接的な影響が生じるケースが全体の2割程度は存在し、経営者への影響が大きいことが明らかになっている。